CORPORATE GOVERNANCE

Aeria Inc.

# 最終更新日:2021年4月1日 株式会社アエリア

代表取締役社長 小林 祐介 問合せ先:管理本部 証券コード:3758

https://www.aeria.jp/

# 当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1.基本的な考え方

# 1.コーポレート・ガバナンスに関しての認識

当社では、グループ全体の企業価値を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの充実を重要課題と認識している。コーポレート・ガバナンスを構成する各機関は、株主、従業員、取引先、パートナー企業、地域社会も含めたステークホルダーに対して責任を果たすべく、経営の透明性、適法性、公正性を高めながら、効率性、迅速性を実現しなければならない。コーポレート・ガバナンスとは、会社が上記事項を実現するために不可欠な仕組みの構築・運用である。

#### 2. 適時開示の徹底

法令及び取引所の開示規則に基づき、決算情報、財政状態、法定開示事項、その他投資判断に影響を与える事実について適時開示を行う。また、投資家向説明会の実施や、ホームページ上での資料掲載を通じて、各ステークホルダーが当社グループの理解を深められるよう努めるものとする。

#### 3. 内部統制システムの制定

コーポレート・ガバナンスの具体的な方策として内部統制システムを構築・運用する。内部統制システムは、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るべく、継続的に見直し及び改善を行うものとする。

#### 4. 個人情報保護

個人情報保護を強化するために、社内体制を整備し、個人情報を適切に取扱うことを徹底する。脆弱な体制及びフローについては、速やかに是正措置を行う。また、社内規程の周知徹底及び法令遵守を目的とした社内研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図るものとする。

#### 5.各機関の連携

取締役会は定時取締役会を毎月開催するものとし、監査役は取締役会議題について検証を行い、定時取締役会に参加して積極的に意見を述べる。また、内部監査責任者は、監査役及び監査法人と意見交換を行いながら、組織及び業務運営全般の監査を通じて、助言、勧告を行うものとする。各機関が横断的に積極的な意思疎通を行うことで、不正の早期発見及び効率的かつ合理的な経営の実現を目指すものとする。

# 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

# 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長嶋貴之	3,052,200	13.71
小林祐介	2,202,800	9.89
林田浩太郎	974,400	4.38
TUSCAN CAPITAL LLC	508,600	2.28
HIRATA ROZEN VILLA NUEVA	282,300	1.27
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	249,400	1.12
石田博男	211,000	0.95
山下博	210,000	0.94
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	134,800	0.61
<b>斉井政憲</b>	126,000	0.57

文能休主(親芸社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

士司性士(知今社を除人)の方無

補足説明 <sup>更新</sup>

「大株主の状況」について

- 1.「大株主の状況」は、2020年12月31日時点の状況です。
- 2.上記の割合は、発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合となります。

# 3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	情報·通信業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

# 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

# 1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

# 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	0名

### 会社との関係(1)

<b>正</b> 夕	属性				£	≹社と	:の	[係(	)			
<b>戊</b> 石	周江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
三宅 朝広	他の会社の出身者											

## 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

# 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三宅 朝広			三宅氏は、企業経営者としての豊富な経験及 び幅広い知見を有しており、経営全体の監視と 有効な助言を期待して選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

# 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と監査法人は密に連絡を取り合い、情報交換を行っている。監査役が経営幹部と接触することにより得た正確な社内情報と、監査法人が 第三者的な立場から行った分析結果を持ち合うことで、適切な監査を実現している。また、監査役と内部監査部門は互いに相談・検討を行いなが ら監査計画を決定する。問題点が発見された場合は、意見交換を行い適切な監査を実現している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	1 名

# 会社との関係(1)

<b>氏名</b>	属性	会社との関係( )												
E C	<b>周</b> 1主	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m
田名網 一嘉	税理士													
和田 安央	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田名網 一嘉			田名網氏は、独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立した立場であると同時に、税理士として会社経営に精通し当社のことも熟知しているため、当社の経営判断に大いに資する方であると判断し、独立役員に指定いたしました。
和田 安央			和田氏は、社会保険労務士の資格を有しており、人事労務に関する相当程度の知見を有しているため、社外監査役として選任しております。

# 【独立役員関係】

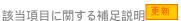
独立役員の人数 1名

その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

# 取締役へのインセンティブ付与に関する

施策の実施状況更新



#### 長期インセンティブ(譲渡制限付株式報酬)

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式の付 与のための報酬を支給することとしています。

#### ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明



社内取締役に支払った報酬 53百万円 社外取締役に支払った報酬 7百万円

# 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無<sup>更新</sup>

あり

その他

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

取締役の報酬限度額は、2008年3月28日開催の第6期定時株主総会決議において年額250百万円以内(うち社外取締役30百万円以内)と決議されています。監査役の報酬限度額は、2008年3月28日開催の第6期定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議されています。 当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有す者は、取締役会により委任された代表取締役社長小林祐介であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して報酬額を決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役会の協議により決定しております。 なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入

2021年3月30日開催の第19期定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度の導入と、その報酬として支給される金銭報酬債権の総額は、従来の取締役の報酬額とは別枠で年額50百万円(うち社外取締役は年額10百万円)以内とすることが決議されております。

# 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部が社外取締役(社外監査役)と連絡を取り、取締役会開催日の決定や、他の取締役及び監査役との協議についての調整を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行、指名及び報酬決定は取締役会及び代表取締役社長、監査・監督は監査役会と監査法人が行っております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業環境の変化に迅速に応じた意思決定を行い、機動的な経営を行うべく、取締役4名中2名は代表取締役で構成されております。このため当社は、機動的な経営を維持しつつ、制度として監査機能を明確に位置付けることができる監査役会設置会社の制度を採用しております。監査役は社外監査役かつ独立役員も含め、経営監視機能の客観性、中立性が十分に確保されているものと判断しています。

# 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

# 1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会に出席する株主に配慮し、開催場所を交通の便の良い会場にしております。

# 2.IRに関する活動状況 <sup>更新</sup>

	補足説明	代表者 自身記 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	例年、アナリスト及び機関投資家向けに中間、期末に決算説明会を開催しております。 2020年12月期につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実開催はせず、当社ホームページにて決算説明資料を掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.aeria.jp/)に、決算短信及び決算説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部にIR 担当者を選任しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

## 補足説明

ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定 金融商品取引法などに基づく法定開示制度や、東京証券取引所が定める適時開示規則に則って、適時適切な情報開示に努めています。法定開示や適時開示の対象とならない情報であっても、投資判断に影響を与えると思われる重要な情報については、すべてのステークホルダーが平等に入手できるように、公平かつ迅速に開示しています。このほか、ウェブサイトなどを通して、各ステークホルダーに向けた情報開示の拡充に取り組んでいます。

### 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)当社は取締役及び使用人が法令及び定款その他社内規程を遵守して業務の執行を行う。
- (2)コンプライアンスに関する周知・説明を行い、社内研修を実施するなどして、取締役及び使用人のコンプライアンス意識を高める。
- (3)内部監査部門は、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、コンプライアンス体制の構築、整備、維持に努める。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1)法令及び文書管理規程その他社内規程に基づき文書・資料及び情報の管理・保存・廃棄を行う。
- (2)取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に管理·保存を行う。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)各担当取締役は、各部門におけるリスク管理体制の整備を推進するとともに、その実施状況を取締役会及び監査役に報告する。
- (2)内部監査部門が定期的に各部門に対して内部監査を行い、代表取締役社長及び監査役にその監査結果を報告し、各担当取締役はリスク管理体制の見直し、改善を行う。
- (3)不測の事態が発生した際は、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、事態の把握に努め、損失を最小限にとどめるべく迅速な対応を行う。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)定時取締役会を毎月1回開催し、必要ある場合は、適宜臨時取締役会を開催する。
- (2)取締役及び執行役員により構成される経営会議兼執行委員会を必要に応じて随時開催する。
- (3)組織規程及び業務分掌規程に基づいて各部門の責任者に権限を委譲し、合理的かつ効率的に業務を遂行できる体制をとる。
- 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)関係会社管理規程に基づいて子会社を管理し、定期的に子会社との連絡会議を開催して情報交換を行い、当社グループ全体の利益最大化を 促進する。
- (2)当社内部監査部門が子会社の監査を行うことで、グループ全体での業務の適正を確保する。
- 6.監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当該使用人を補助すべき使用人として指名することができる。
- (2)監査役が指定する補助すべき期間中、当該使用人に関する指揮権は監査役に移譲したものとし、当該使用人に関する人事異動及び考課については、取締役会と監査役との協議の上決定するものとする。
- 7.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)監査役会規程及び内部情報管理規程に基づき、取締役及び使用人は当社及び当社グループに関する重要事項について監査役へ遅滞な〈報告するものとし、監査役は取締役及び使用人に対して当該重要事項の報告を求めることができる。
- (2)監査役は、取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- (3)内部監査部門は、監査役と定期的に意見交換を行い、内部監査の結果を監査役に報告するものとする。
- (4)取締役会は、監査役の求めがあった場合、監査役が職務遂行上、弁護士及び公認会計士等の外部専門家に監査業務に関する必要な助言を 受けることができる体制を整備する。
- 8.7の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制 当社は、(7)の報告をした者に対して、当該 報告をしたことを理由として、当該報告者に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役、監査役及 び使用人に周知徹底する。
- 9.当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他 の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に 関する事項 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続き等の請 求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用 又は債務が当該監査役の職 務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然たる態度で対処するとともに、一切の関係を排除いたします。

また、従来より警察関連機関・弁護士等の外部専門機関との連携に努めており、反社会勢力に関する情報収集・管理及び社内体制の整備強化を推進しております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

### 1.買収防衛策の導入の有無

### 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

# 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

#### 適時開示体制の概要

1. 適時開示に対する基本姿勢

当社は、社会的な信頼を獲得して企業価値を高めるために、株主・投資家をはじめとした全てのステークホルダーに対して十分な情報を正確、適宜かつ公平に開示をします。

そして、会社法、金融商品取引法、各種法令及び証券取引所の定める規則等を遵守して、開示をします。

#### 2. 適時開示に係る社内体制の状況

当社では、決定事実、発生事実、決算、子会社に対する情報を管理本部長が把握できるような体制になっております。

管理本部長の下で、経理及び財務、法務、IR,経営企画等の関連部署と協議の上、東京証券取引所の有価証券上場規程に照らして、適時開示に該当するかどうかについての判断をしております。

適時開示が必要とされた情報につきましては、決定事実と決算情報については、取締役会による承認後、発生事実につきましては、管理本部長及び代表取締役の確認の後、速やかに管理本部より公表されます。

公表の方法については、管理本部がTDnetに速やかに登録をし適時開示され、当社のウェブサイトにも掲載をしております。

#### 決定事実

当社における重要な業務執行につきましては、取締役会において決定をしており、管理本部長が、決定事実について常に把握しております。 発生事実

当社における重要な発生事実につきましては、各事業について管理本部長に報告をしており、発生事実について常に把握しております。 決算情報

当社の決算につきましては、四半期毎に管理本部において作成され、取締役会によって決議されます。

#### 子会社情報

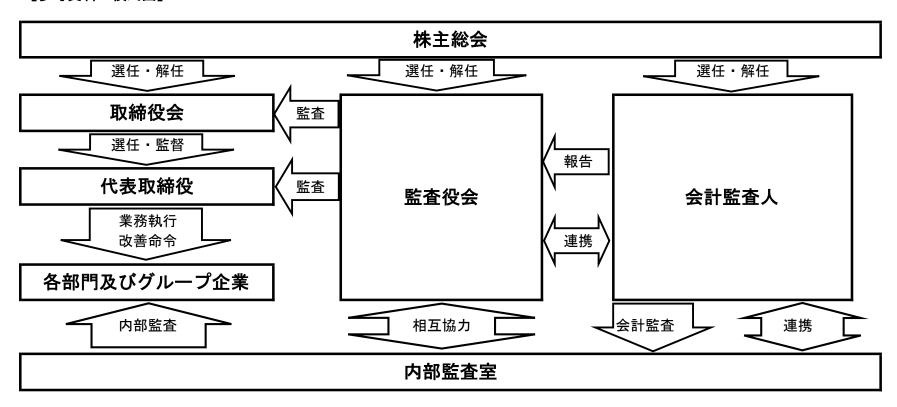
当社の子会社に関する情報につきましては、当社の役員、管理本部長及び従業員が子会社の役員を兼任し、子会社の経営会議に参加しており、そこで重要な事実については報告される事になっているため、管理本部長は常に情報を把握する事ができます。

### 3.適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

監査役及び内部監査室が、適時開示体制の整備及び運用状況についてモニタリングを実施しております。

適時開示体制の概要についての模式図:巻末「添付資料」をご覧ください。

# 【参考資料:模式図】



# 適時開示体制の概要についての模式図

